

# 愛知県個人情報保護条例

平成 16 年 12 月 21 日  
愛知県条例第 66 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
  - 第 1 節 個人情報の取扱いの制限（第 6 条－第 9 条）
  - 第 2 節 個人情報の適正な管理等（第 10 条－第 14 条）
- 第 3 章 自己情報の開示、訂正及び利用停止
  - 第 1 節 開示（第 15 条－第 28 条）
  - 第 2 節 訂正（第 29 条－第 36 条）
  - 第 3 節 利用停止（第 37 条－第 42 条）
  - 第 4 節 審査請求等（第 43 条－第 44 条）
- 第 4 章 愛知県個人情報保護審議会（第 45 条－第 47 条）
- 第 5 章 事業者の保有する個人情報の保護（第 48 条－第 51 条）
- 第 6 章 雑則（第 52 条－第 54 条）
- 第 7 章 罰則（第 55 条－第 59 条）
- 附則

---

注 平成 27 年 7 月 10 日条例第 40 号及び平成 28 年 3 月 29 日条例第 20 号による改正中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行される部分は、本文には直接改正を加えないで、改正文を登載した。

---

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法

人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 保有特定個人情報 特定個人情報であつて、保有個人情報に該当するものをいう。
- (6) 事業者 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

---

注 平成 27 年 7 月 10 日条例第 40 号により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 情報提供等記録 番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

---

注 平成 28 年 3 月 29 日条例第 20 号により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行

第 2 条第 6 号中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。第 36 条において同じ。）」を加える。

---

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱いの制限

(個人情報の収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この節において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版等により公にされているとき。

(4) 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(5) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。

(6) 本人の死亡、精神上の障害等による事理を弁識する能力の欠如、所在不明その他これらに準ずる理由により、本人から収集することが不可能であり、又は困難であると認められるとき。

(7) 争訟、交渉、評価、選考、指導等に係る事務を行う場合において、事務の性質上本人から収集することによってはその目的を達成することができないと認められるとき、又は本人から収集することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるとき。

(8) 実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。第9条第2項第2号において同じ。）から収集する場合で、当該収集が当該実施機関の事務又は事業を遂行するためやむを得ないものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するとき。

(10) 愛知県個人情報保護審議会（以下この章及び次章において「審議会」という。）の意見を聴いた上で、相当な理由があると実施機関が認めたとき。

4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに審議会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものを収集

してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (2) 犯罪の予防等を目的として収集するとき。
- (3) 審議会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するため必要があると実施機関が認めたととき。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究を目的として利用し、又はその目的のために提供するとき。
- (6) 実施機関の内部で利用する場合（犯罪の予防等を目的として利用する場合を除く。）で、当該利用が当該実施機関の事務又は事業を遂行するためやむを得ないと認められるとき。
- (7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下この項において「県の機関等」という。）に提供する場合（犯罪の予防等を目的として提供する場合を除く。）で、当該提供が当該県の機関等の事務又は事業を遂行するためやむを得ないと認められるとき。
- (8) 犯罪の予防等を目的として実施機関の内部で利用し、又は県の機関等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用又は提供について相当な理由があると認められるとき。
- (9) 犯罪の予防等を目的として実施機関が個人情報を県の機関等以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該提供について特別の理由があると認められるとき。
- (10) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めたととき。

3 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

-----  
注 平成 27 年 7 月 10 日条例第 40 号により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行

第 7 条第 4 項中「、特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

-----  
(個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第 8 条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(オンライン結合による個人情報の提供の制限)

第 9 条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、実施機関以外のものに対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）による個人情報の提供をしてはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。オンライン結合による個人情報の提供の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 法令又は条例の規定に基づきオンライン結合により提供するとき。

(2) 実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に対してオンライン結合により提供するとき。

(3) インターネットにおける実施機関のウェブサイト個人情報を掲載することにより提供するとき（本人の同意があるとき、その他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。）。

3 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を行うときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

## 第 2 節 個人情報の適正な管理等

(個人情報の適正な管理)

第 10 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるもの（番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号を除く。）については、この限りでない。

(職員の義務)

第 11 条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置等)

第 12 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該事務の委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置の基準を定めなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、前項に規定する基準に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前 3 項の規定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合及び国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 1 項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に同項に規定する公立国際教育学校等（以下「公立国際教育学校等」という。）の管理を行わせる場合について準用する。

(苦情の処理)

第 13 条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第 14 条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（次の各号のいずれかに該当する事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

(1) 県の職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員（以下この号において「県の職員等」という。）又は県の職員等であった者に係る人事、給与等に関する事務

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的とする事務

(3) その他審議会の意見を聴いた上で実施機関が定める事務

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長の個人情報取扱事務については、登録簿に登録することにより公安委員会又は警察本部長が行う事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、これらの事項の一部を登録簿に登録しないことができる。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的

(2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称

(3) 保有個人情報の対象者の範囲

(4) 保有個人情報の項目

- (5) 個人情報の収集先
  - (6) その他実施機関の規則（実施機関の規程を含む。以下同じ。）で定める事項
- 3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務について、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、登録簿に必要な修正を加えなければならない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項又は第3項の規定により、登録し、又は登録した事項を修正したときは、遅滞なく、審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該登録し、又は修正した事項について意見を述べることができる。
- 6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

### 第3章 自己情報の開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

##### （開示請求権）

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

##### （開示請求の手続）

第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求については、口頭により行うことができる。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関の規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。第26条第1項において同じ。）を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

##### （開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、

開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例の定めるところにより、開示請求者（第 15 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 5 号、次条第 2 項並びに第 25 条第 1 項において同じ。）に開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

イ 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

(3) 第 15 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合において、代理人に開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報

(4) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であ



ると認められるもの

- (6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (7) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (8) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 18 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第 17 条第 1 号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 20 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答

えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 22 条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 23 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第 24 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 21 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。こ

の場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

注 平成 27 年 7 月 10 日条例第 40 号により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行

第 24 条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 25 条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 17 条第 2 号ロ又は第 5 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 19 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 43 条の 2 において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第 26 条 実施機関は、開示決定をしたとき、又は第 16 条第 1 項ただし書の規定により開示請求書の提出を要しない開示請求があったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示請求者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を

いう。以下同じ。)に記録されているときはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報記録されている行政文書の保存に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用の負担)

第 27 条 前条第 2 項の規定に基づき、文書等について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関の規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第 28 条 この節の規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の開示（保有特定個人情報の開示を除く。）については、適用しない。

- (1) 法令又は他の条例（愛知県情報公開条例を除く。以下同じ。）の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等に記録されている保有個人情報 閲覧
- (2) 法令又は他の条例の規定に基づき、謄本、抄本その他の写しの交付を受けすることができる文書等に記録されている保有個人情報 写しの交付
- (3) 法令又は他の条例の規定に基づき、第 26 条第 2 項本文に規定する方法と同一の方法で開示を受けすることができる電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該同一の方法

## 第 2 節 訂正

(訂正請求権)

第 29 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 37 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - (2) 前条各号の法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第 30 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるもの及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（訂正義務）

第31条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第33条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第34条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第35条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請

求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 32 条第 1 項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

---

注 平成 27 年 7 月 10 日条例第 40 号により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行

第 35 条に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

---

（保有個人情報の提供先への通知）

第 36 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

---

注 平成 27 年 7 月 10 日条例第 40 号により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行

第 36 条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

---

注 平成 28 年 3 月 29 日条例第 20 号により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行

第 36 条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

---

### 第 3 節 利用停止

（利用停止請求権）

第 37 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は

他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、第7条の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第7条、第9条又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
  - 3 利用停止請求は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

---

注 平成28年3月29日条例第20号により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行  
第37条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

---

（利用停止請求の手続）

- 第38条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。
- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
  - 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止義務）

- 第39条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第 40 条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 41 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して 30 日以内にななければならない。ただし、第 38 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 42 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

---

注 平成 27 年 7 月 10 日条例第 40 号により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行

第 3 章第 3 節中第 42 条の次に次の 1 条を加える。

(適用除外)

第 42 条の 2 この節の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

---

#### 第 4 節 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 43 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第 43 条の 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。



- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、当該審査請求に対する行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 諮問実施機関は、当該審査請求に係る行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同条第2項の意見書の提出があったときは、当該反論書又は意見書の写しを審議会に送付しなければならない。
- 5 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- （適用除外）
- 第44条 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない。

#### 第4章 愛知県個人情報保護審議会

（愛知県個人情報保護審議会）

第45条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の調査審議の手続)

- 第46条 審議会は、第43条の2第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
  - 3 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
  - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
  - 5 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
  - 6 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
  - 7 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
  - 8 審議会は、審査請求人等から、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。
  - 9 審議会の行う第1項に規定する調査審議の手続は、公開しない。
  - 10 審議会は、第43条の2第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

- 第47条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 事業者の保有する個人情報の保護

(事業者の自主的規制の指導助言等)

第 48 条 知事は、事業者が個人情報の適切な保護のための措置を講ずるよう、事業者に対し指導助言を行う等必要な施策を講じなければならない。

2 知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表することができる。

(県の出資法人の責務)

第 49 条 県が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関の保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情相談の処理)

第 50 条 知事は、事業者の保有する個人情報の取扱いに関する苦情相談の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 51 条 知事は、事業者の保有する個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

## 第 6 章 雑則

(施行の状況の公表)

第 52 条 知事は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(適用除外)

第 53 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る同条第 11 項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報

(2) 愛知県統計調査条例（平成 20 年愛知県条例第 49 号）第 2 条に規定する県統計調査に係る統計法第 2 条第 11 項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

(委任)

第 54 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関の規則で定める。

## 第 7 章 罰則

第 55 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者、指定公立国際教育学校等管理法人が行う公立国際教育学校等の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第 12 条第 3 項に規定する事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用

いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第56条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 第45条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号中公安委員会及び警察本部長に関する部分、第6条第3項第9号及び第4項第2号、第7条第2項第6号(犯罪の予防等を目的として利用する場合に関する部分に限る。)、第7号(犯罪の予防等を目的として提供する場合に関する部分に限る。)、第8号及び第9号、第14条第1項第2号及び第2項ただし書、附則第7項、附則第8項並びに附則第10項の規定は平成18年1月1日から、附則第6項の規定は公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の愛知県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第21条第1項の規定によりされている請求は、改正後の愛知県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第37条第1項の規定によりされた保有個人情報の消去の請求とみなす。

3 この条例の施行前に旧条例第23条において準用する旧条例第20条第1項の規定によりされた決定(当該決定に係る不服申立てについて旧条例第24条の規定により審議会の審査に付されたものを除く。)は、利用停止決定等とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項の規定によりされている申出については、なお従前の例による。

6 実施機関は、新条例の規定により審議会の意見を聴くこととされる事項については、この条例(公安委員会及び警察本部長にあっては、附則第1項ただし書に規定する規定(附則第6項の規定を除く。次項及び附則第8項において同じ。))の施行前においても、審議会に諮問することができる。

7 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に行われている公安委員会又は警

察本部長のオンライン結合による個人情報の提供については、新条例第9条第2項の規定中「を開始しようとするときは」とあるのは「については」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日前に」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 8 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に行われている公安委員会又は警察本部長の個人情報取扱事務については、新条例第14条第2項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 9 出頭人の費用弁償等に関する条例(昭和28年愛知県条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(愛知県警察の組織等に関する条例の一部改正)

- 10 愛知県警察の組織等に関する条例(昭和30年愛知県条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(愛知県情報公開条例の一部改正)

- 11 愛知県情報公開条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 12 住民基本台帳法施行条例(平成14年愛知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

- 13 県が設立した地方独立行政法人(以下「法人」という。)の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で同日以後当該法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該法人がした処分その他の行為とみなす。

- 14 法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で同日以後当該法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則 (平成17年3月22日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日条例第21号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月6日条例第47号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月19日条例第55号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日条例第 17 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中愛知県情報公開条例第 7 条第 6 号ホの改正規定及び第 2 条中愛知県個人情報保護条例第 17 条第 8 号ホの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 10 日条例第 40 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 20 号）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 6 号、第 36 条及び第 37 条第 1 項第 1 号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 開示決定等（愛知県個人情報保護条例第 22 条第 1 項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（同条例第 33 条第 1 項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）、利用停止決定等（同条例第 41 条第 1 項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）又は開示請求（同条例第 15 条第 2 項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）、訂正請求（同条例第 29 条第 2 項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）若しくは利用停止請求（同条例第 37 条第 2 項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日条例第 10 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。